

1. 本届出書は、あなたの有するゴルフ会員権に関する債権を裁判所に届け出るためのものであり、退会するか否かとは関係ありません（本届出書を提出したからといって、退会扱いになることはありません。）。
本件では、ゴルフ会員権、その他の更生債権及び更生担保権のそれぞれについて、所定の用紙がありますので、ゴルフ会員権以外にも債権のある方は、それぞれ所定の用紙により届出をしてください。
2. 同封してある封筒をご利用いただき、郵便切手を貼付の上、本届出書を、大阪地方裁判所第6民事部会社更生係宛に郵送してください。なお、郵便事故等で郵便が届かないこともあり得ますので、トラブル防止のため、配達記録の残る方法でお送り頂くことをお勧めいたします。
3. 届出期限（平成20年4月30日）は厳守して下さい。期間内に届出書が到着しない場合、権利を失うことがあります。
4. 債権届出人の表示欄中、押印箇所を押印してください。シャチハタ以外であれば、実印でなくても結構です。記載が誤っている箇所（書類送達先を変更する必要がある場合も含む。）があれば、その箇所を＝線（二重線）で消し、余白に正しい事項を記入してください。なお、訂正箇所には上記の印鑑と同じ印鑑を押印してください。
5. 届出人が法人であるときは、代表者の資格証明書（商業登記簿謄本等 3カ月以内のもの）が1通必要になります。
6. 会員権の届出については、会員資格保証書（表裏とも）の写し、会員カードの写しを必ず添付してください。会員資格保証書や会員カードの写しを添付できない場合は、その理由を記載いただくとともに、会員又は退会済会員であることを証する書類を添付してください。
7. 今後の債権届出の補正等の連絡のために必要ですから、電話番号・FAX番号・e-mailアドレスを記載してください。なお、なるべくe-mailでの連絡とさせていただきたいと思っておりますので、極力、e-mailアドレスを記載していただきますようお願いいたします。事務担当者・代理人・今後の送達場所の届出等は、必要がある方のみ記入してください。（注） 代理人が届出をするときは、別途委任状を添付してください。
8. 本届出書に用いた印鑑は、配当金受領などのときに後日必要となることがありますので、本届出書をコピーして保存しておかれることをお勧めいたします。
9. 預託金返還請求権については、更生会社が把握している金額を記載してあります（但し、更生会社のデータ上、預託金額が不明な場合は、空白にしております。なお、この内容をもって確定させるものではありませんので、ご注意ください。）。これらについて異なる点があれば、「□債権額が異なる」欄にチェック☑をした上で正しい金額を記載してください。また、譲渡等により債権額が異なるに至っている場合は、その他欄に、分かる範囲で、譲受人名、連絡先、譲渡した会員権の内容等をご記載ください。
10. プレー権については、更生会社が把握している内容を記載してあります（但し、この内容をもって確定させるものではありませんので、ご注意ください。）。これらについて異なる点があれば、「□プレー権の内容が異なる」欄にチェック☑をした上で正しい内容（会員種別、口数等）をご記載ください。法人会員権については、記名者欄についてもご確認いただき、必要に応じて修正・加筆をしてください。
11. 既に退会しており、プレー権をお持ちでない場合も、「□プレー権の内容が異なる」欄にチェック☑をした上で、退会済欄にチェック☑をしてください。
12. プレー権のみを有しており、預託金返還請求権を有していない場合も、プレー権の内容（会員種別、口数等）を記載して届出を行ってください。

13. 会員権名義人が既に死亡している場合には、以下の区分に従って記載してください。

ア 会員権を承継する人が決まっている場合

必要事項記入欄に相続人全員およびその中の会員権承継者の住所・氏名を記入の上、承継者のみ押印してください。その場合以下の書類を添付してください。

- ・ 被相続人の除籍謄本（原本）および相続人全員の戸籍謄本（原本）
- ・ 遺産分割協議書（写し）または相続放棄書（写し）

イ 会員権を承継する人が決っていない場合

必要事項記入欄に相続人代表者の住所・氏名を記入の上、押印してください。

記入例) 亡〇〇〇〇相続人代表△△△△

その場合 被相続人の除籍謄本（原本）および相続人全員の戸籍謄本（原本）を添付してください。

14. 名義書換は未了であるが会員権や預託金返還請求権が譲渡されている場合

開始決定時において更生会社が把握している債権者に送付していますので、以下に従い届出書を提出してください。

ア 既に会員権や預託金返還請求権を譲渡された方（譲渡人）

譲り受けられた方に連絡して、下記イに記載の手順に従い、新たに債権届出書の送付を受けた上で、債権届出をするようにお伝えください。

イ 会員権や預託金返還請求権を譲り受けた方（譲受人）

- ① 管財人室へ連絡し（e-mail bfr_info@ohebash.com (bfr と info の間にアンダーバー (_) がございますので、ご注意ください。), FAX 06-6347-0688, TEL 06-6341-0461), 新たに届出書の送付を受け、提出してください。なるべく e-mail をご利用ください。
- ② 譲渡人から届出書を譲り受けた場合は、「その他（会員権の譲渡等）」欄に譲り受けられた日付を記入し、債権届出人の表示欄中の氏名・住所を＝線（二重線）で消し、余白にあなたの住所・氏名等を記入してください。

15. お知り合いの方などで本届出書が送付されていない方がいる場合、上記管財人室へ連絡の上、届出書の送付を受けるようにご連絡ください。

16. お持ちの債権につき執行力のある債務名義または終局判決があるとき

「□あり」にチェック☑をした上で該当するものに○をつけ、その写しを添付してください。

17. お持ちの債権に関し、更生手続開始決定当時訴訟が係属するとき

「□あり」にチェック☑をした上で、その訴訟の内容を記入してください。

18. その他、ご不明点については、以下の連絡先にご連絡ください。なお、極力、e-mail でのご連絡をお願いします。

宛先：株式会社ビイ・エフ・アール（債権届出係）

e-mail bfr_info@ohebash.com

(bfr と info の間にアンダーバー (_) がございますので、ご注意ください。)

FAX 06-6347-0688 (件名には「BFR会員権について」と記載してください。)

TEL 06-6341-0461